



共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

深部静脈血栓症の治療および再発抑制のためエリキュース錠を服用していた患者に、整形外科からエビスタ錠60mgが処方された。エビスタ錠60mgは深部静脈血栓症のある患者に禁忌であるため、処方医に疑義照会を行った結果、薬剤が削除になった。

【推定される要因】

患者は、複数の病院の整形外科、循環器内科、内科に通院していた。患者はエリキュース錠を服用していることを整形外科の医師に伝えていなかった。

【薬局での取り組み】

当薬局では、抗凝固薬が処方された際、薬剤の適応症に関する情報を患者から聴き取り、既往歴に記録していたため、禁忌である薬剤の確認を行うことができた。今後も薬剤の適応症に関する情報の聴取を行っていく。SERM（選択的エストロゲン受容体調整薬）が処方された場合は、静脈血栓塞栓症の治療および既往の有無を必ず確認する。



その他の情報

エビスタ錠60mgの添付文書（一部抜粋）

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.1 深部静脈血栓症、肺塞栓症、網膜静脈血栓症等の静脈血栓塞栓症のある患者又はその既往歴のある患者〔これらの症状が増悪することがある。〕

エリキュース錠2.5mg／5mgの添付文書（一部抜粋）

4. 効能又は効果

- 非弁膜症性心房細動患者における虚血性脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制
- 静脈血栓塞栓症（深部静脈血栓症及び肺血栓塞栓症）の治療及び再発抑制



事例のポイント

- 本事業には、この他に、エリキュース錠を服用していた深部静脈血栓症の患者にエビスタ錠60mgが処方された際、患者の疾患を確認しなかったため、疑義照会を行わずに薬剤を交付した事例も報告されている。
- 調剤を行う際は、患者からの聴き取りなどにより薬剤が処方された背景を把握したうえで、処方監査を行うことが重要である。
- 本事業が2020年3月に公表した第22回報告書では、「骨粗鬆症治療薬に関する疑義照会の事例」について分析を行い、選択的エストロゲン受容体調整薬に関する事例を取り上げている。

http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/report_2019_2_T001.pdf

